



カルビーグループ人権方針

カルビーグループ¹は、「私たちは、自然の恵みを大切に活かし、おいしさと楽しさを創造して、人々の健やかな暮らしに貢献します。」という企業理念のもと「カルビーグループ行動規範」を掲げています。ステークホルダーとの共創によって自然の恵みを活かした新たな価値を提供し、持続可能な社会の実現を目指します。バリューチェーンのあらゆる事業活動において、直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、私たちのビジネスに関わる全ての人々の人権を尊重するため、ここに「カルビーグループ人権方針」（以下、本方針）を定めます。

1. 基本的な考え方

私たちは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を人権尊重の基本的な考え方と位置づけ、以下の国際的な原則・基準を支持し、尊重します。

- ・「国際人権章典」
- ・「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」
- ・「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」
- ・「国連グローバル・コンパクトの 10 原則」
- ・「子どもの権利とビジネス原則」

2. 適用範囲

本方針はカルビーグループのすべての役員と従業員に適用されます。ビジネスパートナーに対しても、協働して人権尊重の取り組みを推進するよう働きかけます。

3. 人権尊重の責任

私たちは、自らの事業活動に関わるすべての人の人権を直接または間接的に侵害しないよう努めます。自らの事業活動において人権への負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合には、適切な手段を講じて是正に取り組みます。

4. 人権に関する重点課題

私たちは、カルビーグループの重要な人権課題を、以下の通り認識し取り組みを進めます。

(1)差別、ハラスメント

あらゆるステークホルダーに対する人種・民族・国籍・宗教・信条・出身地・性別・年齢・障がい・性的指向・性自認等を理由とする差別、およびいかなる形態のハラスメントを認めません。

¹ 「カルビーグループ」とは、カルビー株式会社およびその連結子会社を総称しています。



(2)強制労働、児童労働

強制労働、児童労働その他の不当な労働慣行を行いません。

(3)労働時間（過剰・不当な労働時間）

労働時間に関する国際基準および事業活動を行う国・地域で適用される労働時間に関するすべての法令を遵守します。

(4)労働安全衛生

職場の安全・衛生に関する法令・ルールに従い、安全かつ衛生的な職場環境を確保します。

(5)結社の自由、団体交渉権

結社の自由と団体交渉に関する、従業員の基本的権利を尊重します。

5. 人権尊重を実践するための取り組み

(1)人権デュー・ディリジェンスの実施

「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、人権への負の影響の予防、軽減に取り組みます。

(2)苦情処理メカニズムの構築と救済措置

人権侵害を受けた方が通報・相談できるよう、実効的な苦情処理メカニズムを構築・運用し、救済のための措置を講じます。

(3)ステークホルダーとの対話・協議

本方針の実践にあたって、ステークホルダーとの対話・協議を継続的に行います。

(4)教育・啓発活動

本方針がすべての事業活動に組み込まれるよう、役員と従業員に対し、教育を実施します。ビジネスパートナーに対しても本方針の啓発活動を行います。

(5)モニタリングと情報開示

人権尊重の取り組みの状況について、継続的にモニタリングし、改善に努めるとともに、ウェブサイト等のコミュニケーション手段を通じて情報開示します。

6. 人権尊重の推進体制

本方針を実現するため、カルビーグループに横断的な組織を設置し、執行責任者を定め、取締役会の監督のもと人権尊重の取り組みを進めます。

2024年3月25日

カルビー株式会社

代表取締役社長 兼 CEO

江原 信

本方針は、取締役会の承認を得ています